

令和5年 臨時会

四日市市教育委員会会議案

関係資料

日時 令和5年5月31日 午前10時45分～

場所 四日市市役所 9階 教育委員会室

令和5年 教育委員会会議 臨時会 議事

○議 案

議案第23号 四日市市いじめ問題対策調査委員会委員の委嘱について

..... P 3/6

議案第23号

四日市市いじめ問題対策調査委員会委員の委嘱について

四日市市いじめ問題対策連絡協議会及び四日市市いじめ問題対策調査委員会条例  
(平成26年四日市市条例第24号)第10条の規定に基づき、次の4名をいじめ問  
題対策調査委員会委員に委嘱する。

令和5年5月31日提出

四日市市教育長 廣瀬琢也

早川 武彦

橋本 景子

鈴木 康太

東 幸太郎

(発令者) 四日市市教育委員会

(任期) 令和5年6月1日から令和8年5月31日まで

<議案参考資料>

四日市市いじめ問題対策調査委員会

根拠法令：いじめ防止対策推進法

四日市市いじめ問題対策連絡協議会及び四日市市いじめ問題対策調査委員会条例

任 期：下記のとおり

定 数：5名以内

No.	氏 名	役職・団体名等	任 期	備 考
1	早 川 武 彦	(福祉・学識経験者) 元家庭裁判所調査官	令和5年6月1日～ 令和8年5月31日	再任
2	橋 本 景 子	(心理・臨床心理士) 学校法人高田学苑 高田短期大学特任准教授	令和5年6月1日～ 令和8年5月31日	再任
3	鈴 木 康 太	(医療・精神科医) 総合心療センターひなが 診療部長	令和5年6月1日～ 令和8年5月31日	再任
4	東 幸 太 郎	(法律・弁護士) 四日市中央法律事務所	令和5年6月1日～ 令和8年5月31日	新任

## &lt;議案参考資料&gt;

四日市市いじめ問題対策調査委員会	
活動内容	・いじめの防止等に関し必要な学識経験を有する者が、教育委員会の諮問に応じ、いじめの防止等のための対策に関することや、いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する重大事態に係る事実関係の調査を行う。
調査事項	・本市におけるいじめ発生状況およびいじめ防止対策について ・市内いじめ事案について
開催頻度	年間2回実施

## ○いじめ防止対策推進法（抜粋）

（いじめ問題対策連絡協議会）

第 14 条 地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

2 都道府県は、前項のいじめ問題対策連絡協議会を置いた場合には、当該いじめ問題対策連絡協議会におけるいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携が当該都道府県の区域内の市町村が設置する学校におけるいじめの防止等に活用されるよう、当該いじめ問題対策連絡協議会と当該市町村の教育委員会との連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。

3 前 2 項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。

## ○四日市市いじめ問題対策連絡協議会及び四日市市いじめ問題対策調査委員会条例（抜粋）

（設置）

第 8 条 法第 14 条第 3 項の規定に基づき、四日市市いじめ問題対策調査委員会（以下「対策調査委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第 9 条 対策調査委員会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査する。

(1) いじめの防止等のための対策に関すること。

(2) 法第 28 条第 1 項に規定する重大事態に係る事実関係

（組織）

第 10 条 対策調査委員会は、5 人以内の委員で組織する。

2 委員は、いじめの防止等に関し必要な学識経験を有する者のうちから、教育委員会が委嘱する。

3 委員の任期は 3 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。